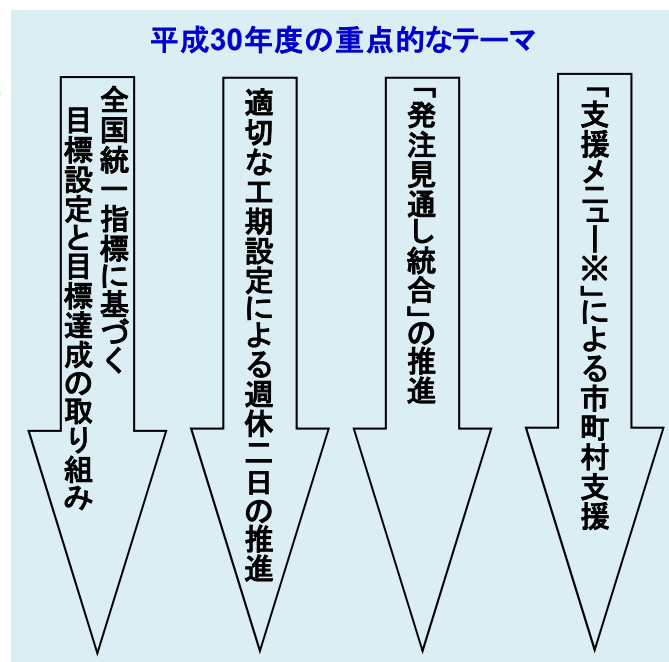
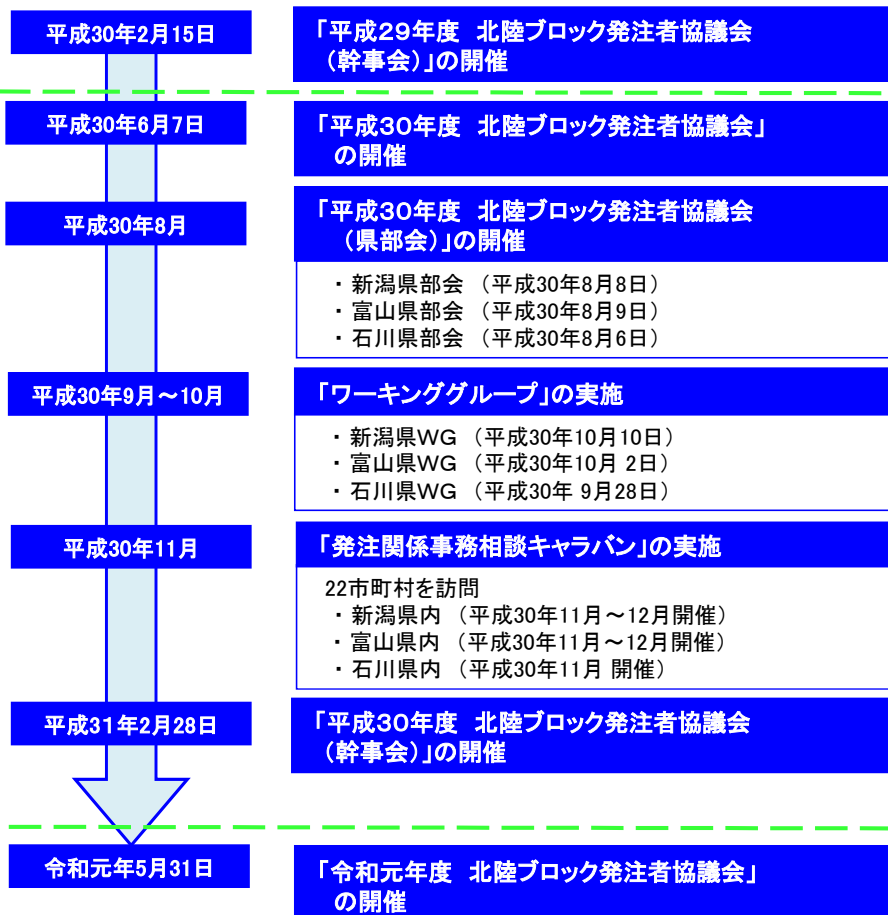


(3) 重点的なテーマの取り組みと活動計画 に基づく取り組み状況報告

- 1) 平成30年度の取り組み**
- 2) 重点的なテーマの取り組みと活動計画**
- 3) 重点的なテーマに対応する
平成30年度取り組み結果と令和元年度目標**
- 4) 市町村支援策の成果について**

1)平成30年度の取り組み

北陸ブロック発注者協議会（平成30年度のスケジュール）



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン（生産性向上）等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・（参考）北陸農政局の支援メニュー

2) 重点的なテーマの取り組みと活動計画

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、以下の重点的なテーマを各発注機関がより一層、取り組むものとする。

また、重点的なテーマの推進にあたり、国・県は「発注者支援メニュー」等を活用しながら市町村支援を積極的に行うものとする。

①全国統一指標に基づく目標設定と目標達成の取り組み

公共工事の品質確保および建設業者の担い手確保のためには、発注者と受注者が適正な価格で工事契約を締結し、工事に従事する者の賃金や労働条件・環境が改善されるよう配慮することは発注者の責務である。このため、工事発注において、特に重要となる「適切な予定価格の設定」、「適切な設計変更」、「施工時期の平準化」について、各発注機関が全国統一指標の現状を確認し、目標設定と目標達成に向けた取り組みを行うものとする。

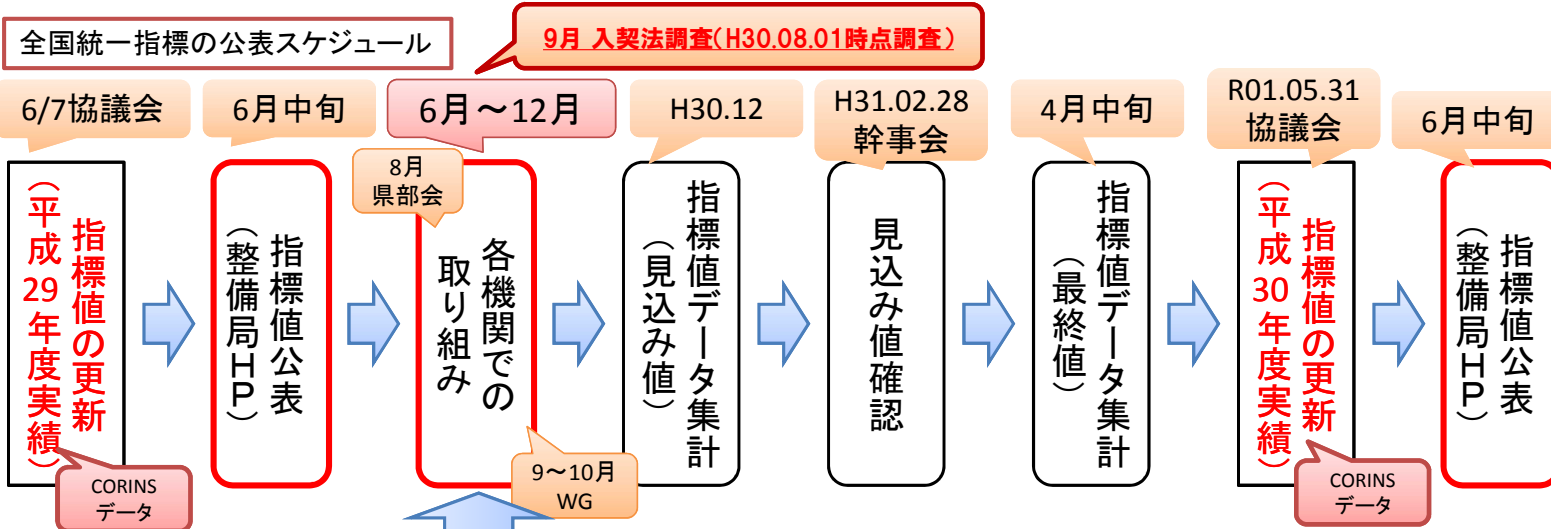
②適切な工期設定

働き方改革の重要項目となる休日の確保、週休2日が確保できる環境整備や施工時期の平準化を推進するには適切な工期設定が必須である。このため、各発注機関は自らの工期設定の状況を把握し、適切な工期設定が出来るよう取り組むものとする。

③発注見通しの統合化の推進

発注者は、受注者にとって計画的かつ効率的な人材の配置、資機材の活用を行いやすい環境が整えられるように、平成30年度内中に各発注機関の発注見通しを統合化し、公表するものとする。

「全国統一指標」発注関係事務の運用に関する指針の取り組み状況確認スケジュール及び公表内容



「発注関係事務に関する支援メニュー」による支援

<p>H30.05月～H31.02月</p> <p>(相談窓口は、24時間、365日)</p> <p>「発注関係事務に関する支援メニュー」</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価審査委員会への委員派遣 職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ 総合評価関係事務の演習講習会 改正品確法等及び発注関係事務説明会 ガイドライン(生産性向上)等説明会 直轄工事検査への臨場受け入れ 公共工事の発注関係事務相談キャラバン 相談窓口の開設 営繕部・港湾空港部の支援メニュー 	<p>H30.05～09月</p> <p>自治体職員の受講受け入れ</p> <p>「建設ICT研修」</p>	<p>H30.06～07月</p> <p>ガイドライン(生産性向上)等説明会</p> <p>(新潟・富山・石川)</p>	<p>H30.11～12月</p> <p>発注関係事務相談キャラバン</p>
<p>H30.06月～11月</p> <p>直轄工事検査への臨場受入</p>	<p>H30.09,10,12月</p> <p>改正品確法等及び発注関係事務説明会</p> <p>(新潟・富山・石川)</p>	<p>H31.02月</p> <p>総合評価関係事務の演習講習会</p>	

3) 重点的なテーマに対応する 平成30年度取り組み結果と令和元年度目標

① 全国統一指標に基づく目標設定と目標達成の取り組み

- 工事発注において、特に重要となる「適切な予定価格の設定」、「適切な設計変更」、「施工時期の平準化」について、各発注機関が全国統一指標の現状を確認し、目標設定と目標達成に向けた取り組みを実施。

活動内容

6/7協議会

- ◆ H30重点テーマの確認
- ◆ 指標値の確認及び目標設定

8月県部会

9~10月 WG

9月(8/1時点)
入契法調査

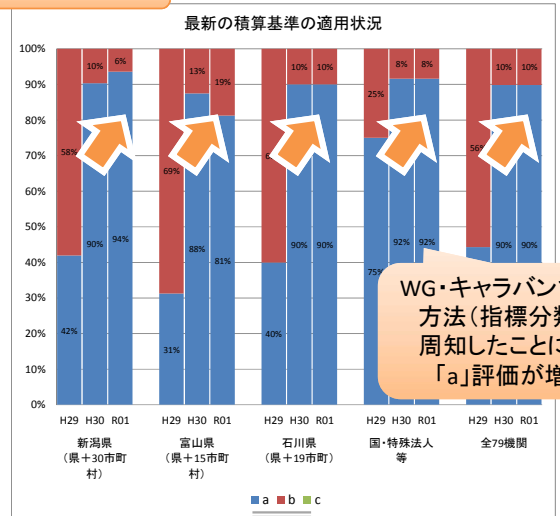
- ◆ 同じ実施状況でも各機関の担当者(記入者)の解釈の相違から評価に差が生じている恐れ。
- ◆ 評価方法(指標分類)を周知、実施状況を確認。

11~12月
キャラバン

- ◆ 単価設定ルール、設計変更ガイドラインの活用実態等より、訪問自治体を選定。
- ◆ 現状の聞き取りと対応策の提案。
- ◆ 国、県のルール、ガイドライン等の提示。

H30取り組み結果

・H29年度実績・H30年度実績・R01度目標



WG・キャラバンで評価方法(指標分類)を周知したことにより「a」評価が増加

R01取り組み目標

- ◆ 国、県のルール、ガイドライン等の活用の促進(継続)
- ◆ 市町村における平準化の取り組み「さしすせそ」の活用実態把握及び活用促進。

②適切な工期設定

□ 働き方改革の重要項目となる休日の確保、週休2日が確保できる環境整備や施工時期の平準化を推進するには適切な工期設定が必須である。このため、各発注機関は**自らの工期設定の状況を把握し、適切な工期設定が出来るよう取り組み**を実施。

活動内容

6/7協議会

- ◆H30重点テーマの確認
- ◆各発注機関における自らの工期設定の状況把握

8月県部会

9~10月 WG

- ◆各機関の工期設定ルールの確認。
- ◆国における工期設定ルール等の提示。
 - ・準備・後片付け期間の見直し
 - ・過去の実績値からの妥当性確認
 - ・工期設定支援システム
 - ・営繕工事における工期設定の考え方
- ◆休日の確保に向けて「建設現場における週休2日の取り組みモデル工事」試行(国、県、政令市)の提示。

11~12月
キャラバン

H30取り組み結果

- ◆「建設現場における週休2日の取り組みモデル工事」試行への取り組みを検討する市町村の増加(金沢市、等)
- ◆工期設定ルールの策定状況(H29実績→H30実績)(H31.04調査結果(「a」:全ての工事に適用))
 - 新潟県:93%→100%、富山県:87%→87%、石川県:100%→100%、全機関:91%→94%

- ◆罰則付きの時間外労働規制の施行(工事:猶予期間5年、業務:H31年度より開始)
- ◆公共工事における長時間労働是正、週休2日の確保の促進が必要

R01取り組み目標

- ◆引き続き現状の把握と対応策の提示を実施。
- ◆公共工事における週休2日工事の実施団体・件数の拡大に向けた支援を実施。

③発注見通しの統合化の推進

□ 発注者は、受注者にとって計画的かつ効率的な人材の配置、資機材の活用を行いやすい環境が整えられるように、**平成30年度内中に各発注機関の発注見通しを統合化し、公表**を実施。

活動内容

6/7協議会

- ◆H30重点テーマの確認
- ◆平成30年度内中に各発注機関の発注見通しを統合化することを確認

8月県部会

9月 アンケート

- ◆ H30.09「発注見通しの統合への参画」についてアンケートを実施。
- ◆ 今年度内(若しくは来年度当初)の参画が可能であることを確認。

9~10月 WG

- ◆WG・キャラバンで参画時期について調整。

11~12月
キャラバン

H30取り組み結果

- ◆平成31年1月末で参画自治体8割以上。⇒(51/64全市町村)達成。
- ◆参画自治体が増えたことにより、平成30年度第3四半期公表分より、公表HPのリニューアルを実施。

H28.12	16市町村
H29.10	18市町村
H30.01	22市町村
H30.05	27市町村
H30.10	50市町村
H31.01	51市町村

- ◆市町村表示に地図を追加。
- ◆過去の発注見通し情報を追加。

- ◆H31年度当初(H31第1四半期)に全64市町村の発注見通しを統合化。

R01取り組み目標

- ◆運用における課題等の把握及び対応策の検討・実施。

4) 市町村支援策の成果について

- **全国統一指標に基づく取り組み事項**
- **「施工時期の平準化」へ向けた取り組み**
- **発注見通し統合の推進状況**
- **市町村支援の取り組み状況**

・全国統一指標に基づく取り組み事項

「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく具体的な取組内容（工事）

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等29機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針に基づき、下記項目に取り組むこととしている。

:「全国統一指標」対象取組項目

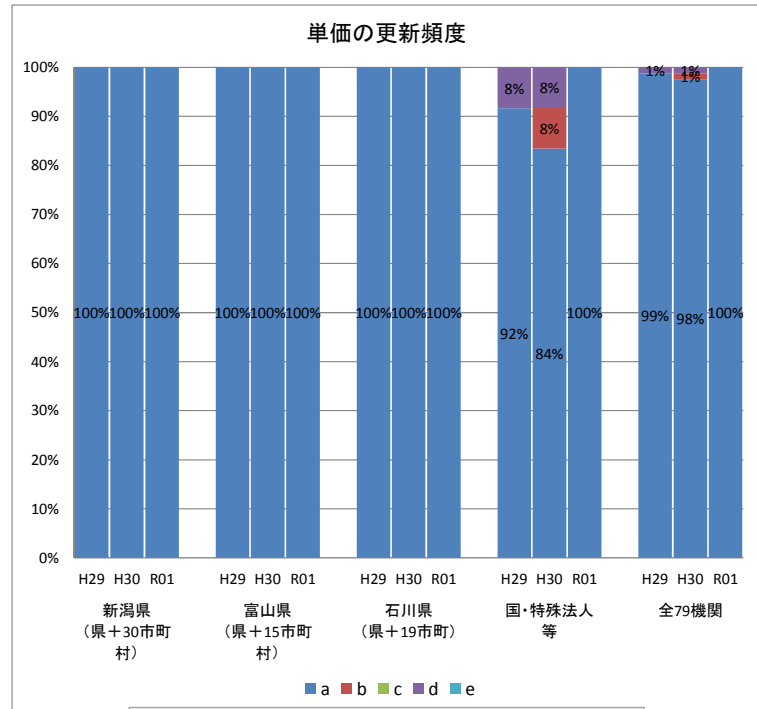
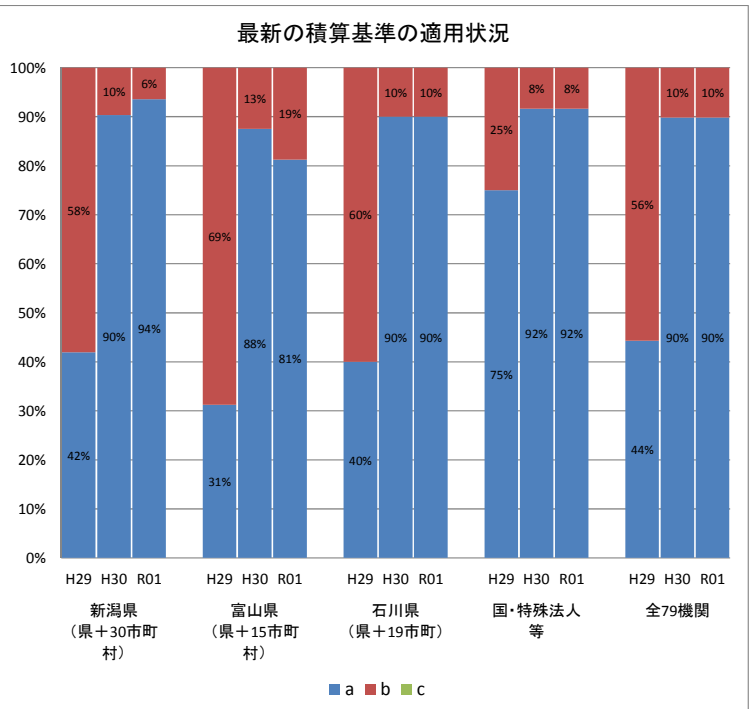
	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
発注段階	① 予定価格の適正な設定 受注者への適正な利潤を確保 適正な工期を前提、最新の積算基準・単価	① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (総合評価落札方式の活用)
	② 歩切りの根絶 歩切りは品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 発注や施工時期の平準化 債務負担行為、余裕期間の設定、繰越(翌債)、発注時期の調整
入札	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等(ダンピング受注防止) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の適切な活用。予定価格は、原則として事後公表。	③ 入札不調・不落時の見積り活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用し予定価格を適切に見直す。
工事	④ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用	④ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
その他	⑤ 適切な技術検査・工事成績評定等 各種技術検査、工事成績評定制度の活用	⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。
	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村等支援	
◆ 「⑥ 発注者間の連携体制の構築」については、「各部会、WGの開催」、「発注見通しの公表」で実施している。		◆ 「⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。 ◆ 北陸独自の取組みとして、「工事施工の円滑化4点セット」の活用を項目に追加。

「全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適正な予定価格の設定 【H29年度実績・H30年度実績・R01年度目標】

(1) 最新の積算基準の適用状況及び
基準対象外の際の対応状況

(2) 単価の更新頻度



a: 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の※要領を整備し活用
b: 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の※要領は整備していない
c: その他

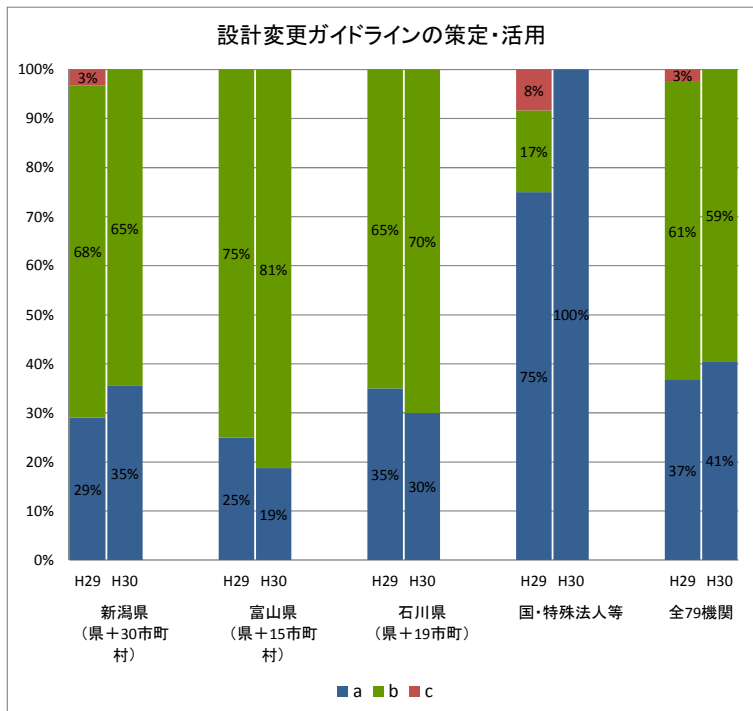
a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
b: 3ヶ月以内
c: 6ヶ月以内
d: 12ヶ月以内
e: それ以上

「全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適切な設計変更

(3) 改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況

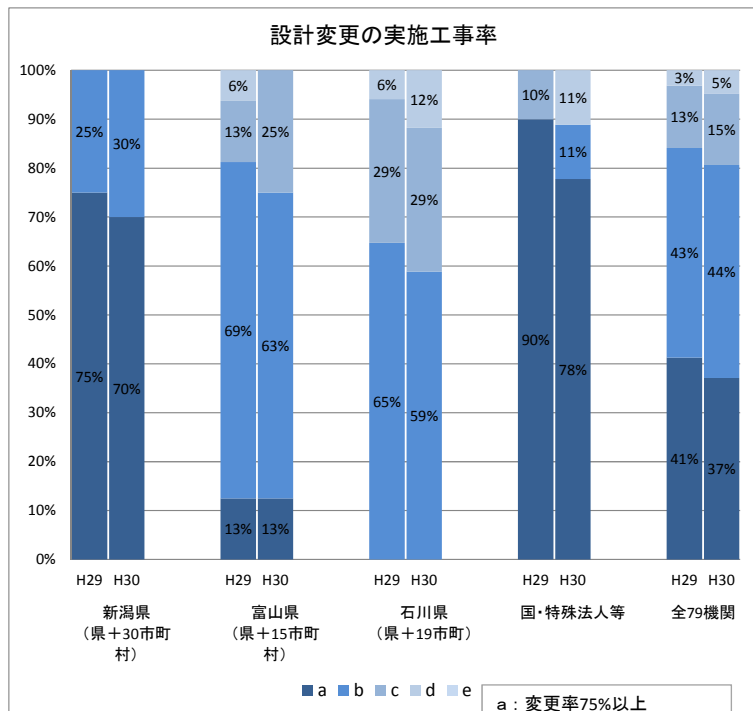
入契法調査（H29調査[H29.03.31現在の状況]・H30調査[H30.08.01現在の状況]）



a: 指針を策定し、活用している。
b: 指針を策定していないが設計変更を実施している。
c: 設計変更を実施していない。

(4) 設計変更の実施工事率

【H29年度実績・H30年度実績】

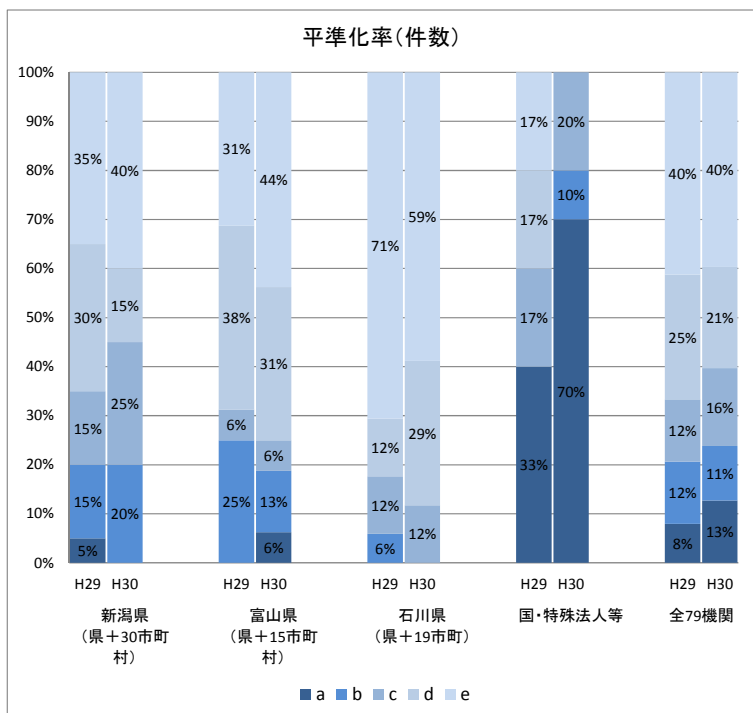


a: 変更率75%以上
b: 変更率50~75%
c: 変更率25~50%
d: 変更率0~25%
e: 設計変更を行っていない

「全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

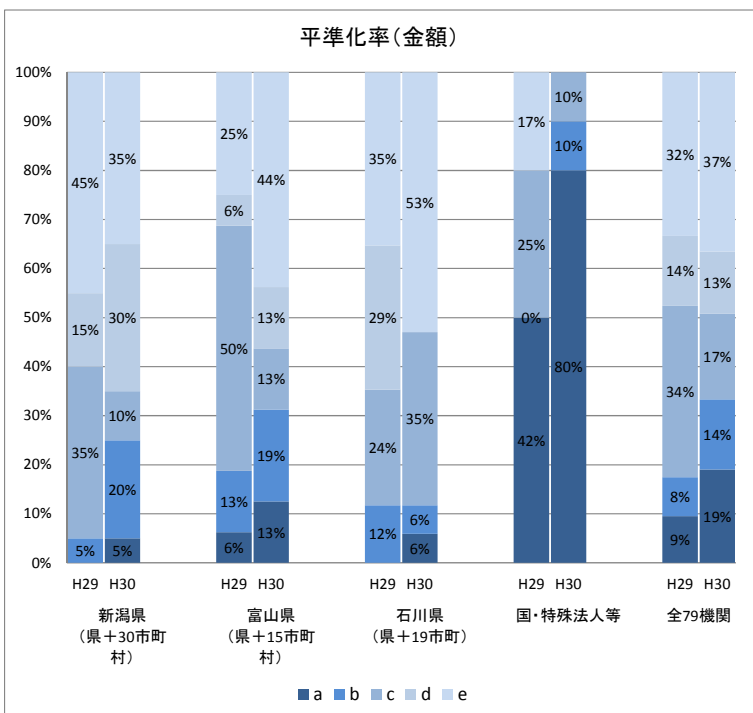
◎ 施工時期等の平準化【H29年度実績・H30年度実績】

(5) 平準化率(件数)



a: 平準化率0.9以上
b: 平準化率0.9~0.8
c: 平準化率0.8~0.7
d: 平準化率0.7~0.6
e: 平準化率0.6以下

(5) 平準化率(金額)



a: 平準化率0.9以上
b: 平準化率0.9~0.8
c: 平準化率0.8~0.7
d: 平準化率0.7~0.6
e: 平準化率0.6以下

・「**施工時期の平準化**」へ向けた取り組み

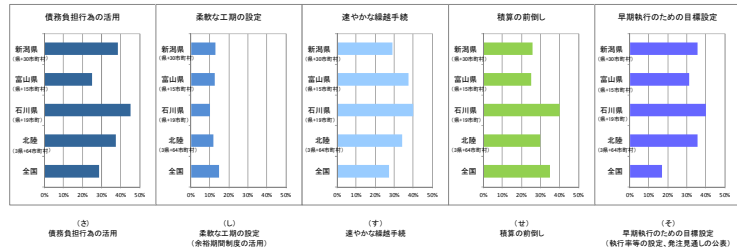
「施工時期の平準化」へ向けた取り組みの現状把握

- ◆ 公共工事は、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向。発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図ることが必要(施工時期の平準化)。
- ◆ 【発注者】施工確保対策、中長期的な公共事業の担い手確保対策として年度内の工事量の偏りを解消し、年間を通して工事量を安定させることが必要。
- ◆ 【受注者】企業経営の健全化や労働者の処遇改善、稼働率の向上による建設業の機械保有等の促進などの効果に期待。

平準化への取り組み「さしすせそ」

活動内容

- 全国統一指標の一項目である「施工時期の平準化」へ向けた取り組み「さしすせそ」を新たな活動の指標としてWG、キャラバンで提示。
- 活用実態等について意見聴取を実施。



- ◆ 入契法調査(例年8月頃調査実施)の結果を基に分析。
- ◆ 各項目の実施率(県単位)は10~40%程度。
- ◆ 調査項目の実施率を増やすことが目的ではなく、年間を通じて、件数、金額をフラット(平準化)にすることが目的。そのための取り組みが「さしすせそ」であることを周知。

H30 WG、キャラバンでの聞き取り結果

- ◆ 債務負担行為は、国、県の補助金、交付金があれば行っているが、独自の事業では行っていない。
- ◆ 1月に繰越ヒアリング、2~3月に議会承認という流れである。繰越手続きは行っているが「すみやかに」となると9~10月の議会承認となり、実施は難しい。
- ◆ 繰越は、3月議会でないとは認められない(9、12月議会では難しい)。議会の認識は単年度であり、理由がない限り繰越はできない。
- ◆ 積算の前倒しについては、単年度予算であり厳しい。
- ◆ 早期発注は行っているが、国費や県費の事業は、手続きの関係から第一四半期の実施は難しい。
- ◆ 除雪作業もあり、降雪前に工事完了としているため、平準化は難しい。

R01取り組み方針(案)

- ◆ 「さしすせそ」の活用実態の把握及び活用促進。
- ◆ 平準化の取り組みにおける「速やかな繰越手続」活用を自治体に浸透。

12

施工時期の平準化及び適切な工期設定に向けた「速やかな繰越手続」

- ◆ 速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について(通知)
(H31.02.08 総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- ・ 慣例により繰越明許費の計上が年度末の議会に限定。
- ・ 翌年度にわたる工期の設定や工期の変更が行われていない。
- ・ 繰越制度が適切に活用されていない事例が見受けられる。

- ◆ 計画又は設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、不調・不落の発生、補助金交付決定時期の遅れ、自然災害の発生など
- ◆ 年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合

- ◆ 年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費(地方自治法第213条)の議決を行った上で翌年度にわたる工期を設定して発注手続や契約変更が実施可能(国の補助事業も同様の対応が可能)。

総務省 自治体行政局長
国土交通省 国土・建設産業局長

各都道府県知事 殿
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課等)
各都道府県議会議員 殿
(議会事務局等)
各指定都市市長 殿
(財政担当課、契約担当課等)
各指定都市議会議員 殿
(議会事務局等)

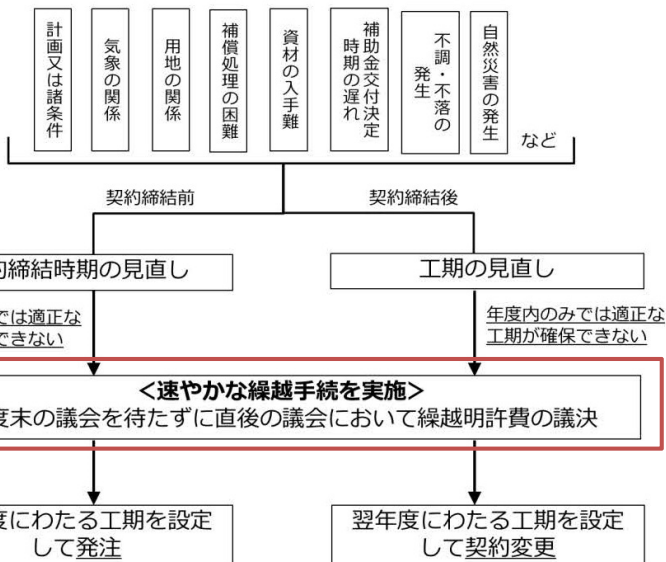
総務省 自治体行政局長
国土交通省 国土・建設産業局長

速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について

公共工事においては、発注者の入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者は、働き方改革関連法の成立等と併せて昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、長時間労働の是正や連休2日の推進など、建設業の適正な労働環境の確保に資するよう、当初に適正な工期を設定し、請負契約を締結する役割が求められます。また、契約締結後の事情変更により予定された工期で事業完了することが困難と認められるときは、工期の変更を含む請負契約の変更を速やかに実施することが必要であります。

こうした工事の発注や、契約締結後の工期の変更によって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3及び第43条の3

図1 繰越手続による適正な工期設定の流れ



繰越手続による適正な工期設定の流れ(イメージ)

13

【参考】市町村における平準化の取り組み状況「さしすせそ」

- ◆ 地方公共団体における平準化の取り組み状況を指標化。
- ◆ 入契法調査(例年8月頃調査実施)に記入する項目により、分析、公表。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

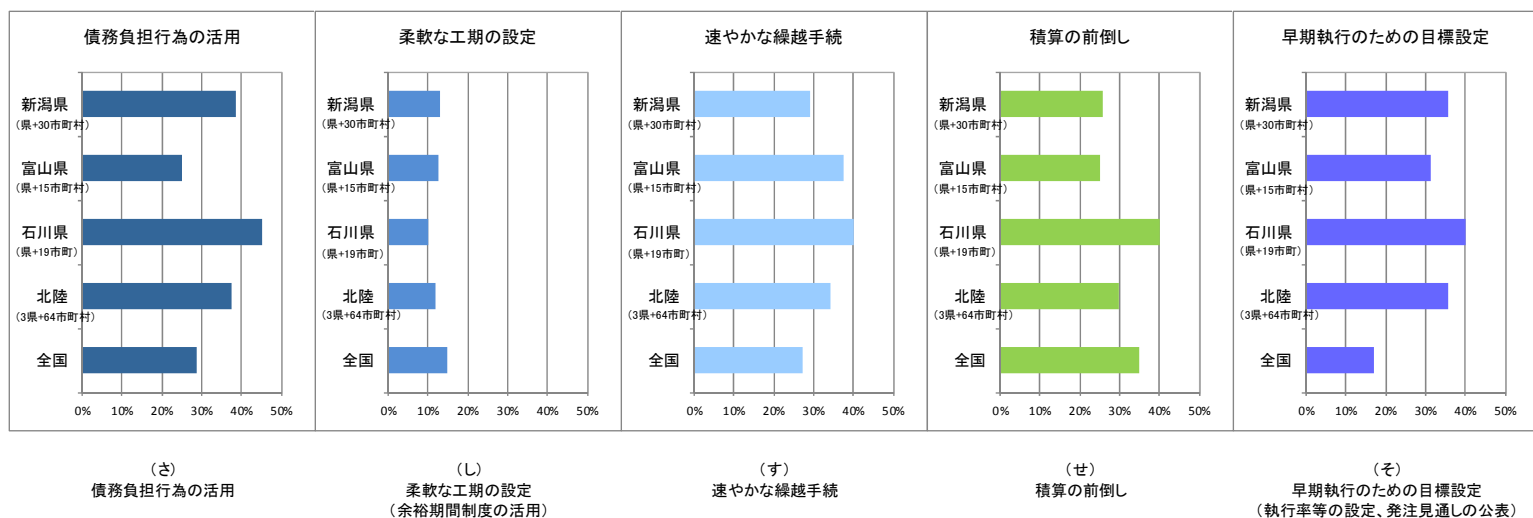
⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

14

【参考】市町村における平準化の取り組み状況「さしすせそ」

◆ 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況])



※ 出典: 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査等について(平成30年度調査)

① (さ) 債務負担行為の活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

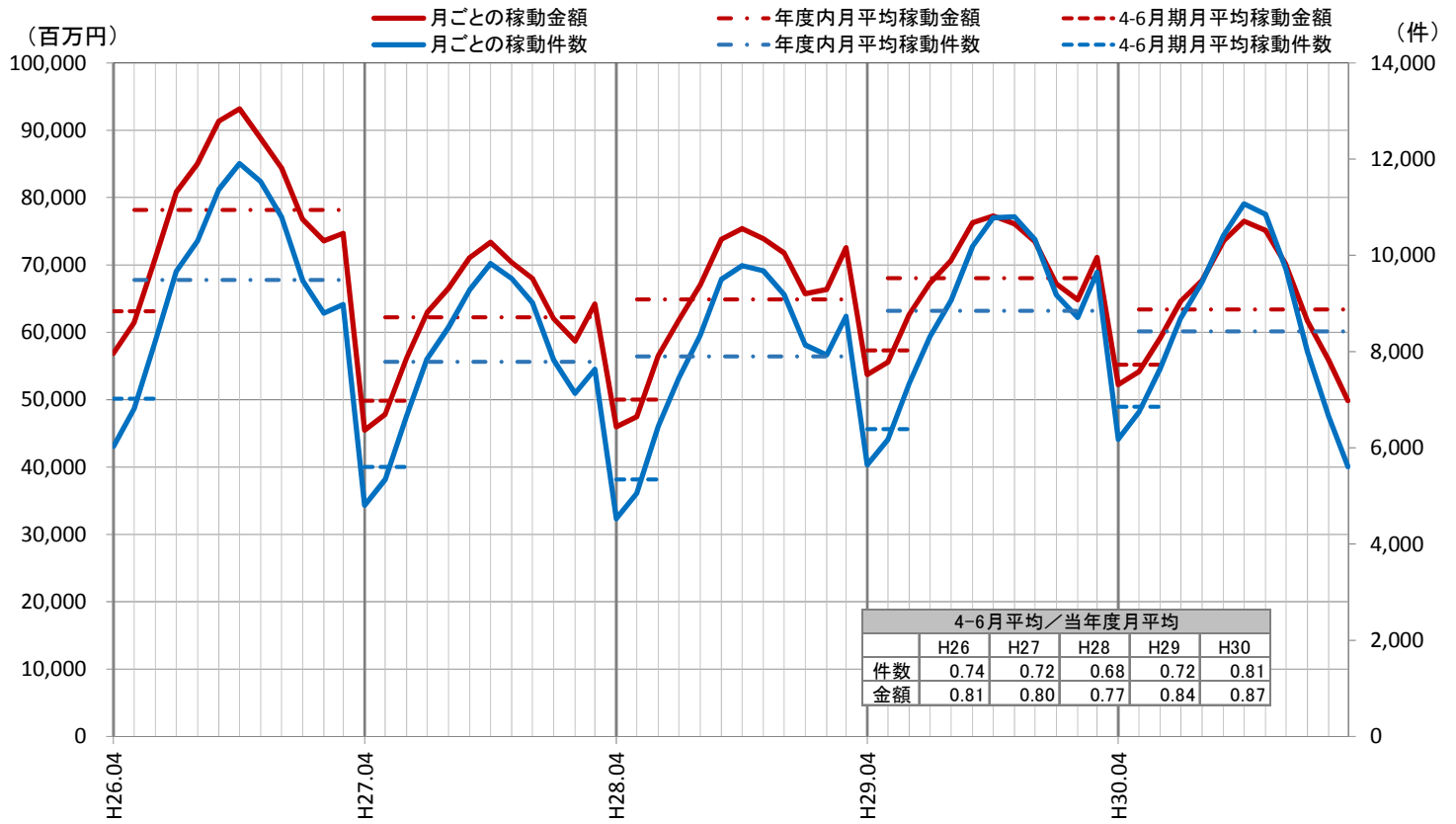
③ (す) 速やかな繰越手続

④ (せ) 積算の前倒し

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

15

【参考】H26～H30年度の平準化状況(北陸全体)



※ コリンズに登録された工事实績のうち、施工場所が新潟県・富山県・石川県内で2014/04/01～2019/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。(発注機関は全てを対象)

発注見通し統合の推進状況

発注見通しの統合（メリット）

- 発注機関の多くはインターネットで発注見通しを公表。
- 公表は発注機関毎（各地域の局・事務所単位）で実施。
- 公表内容・公表（更新）時期も発注機関で異なっている。
- 一元的な情報把握が難しく、地域単位での発注予定を把握する場合、時間と手間を要している。

統合化

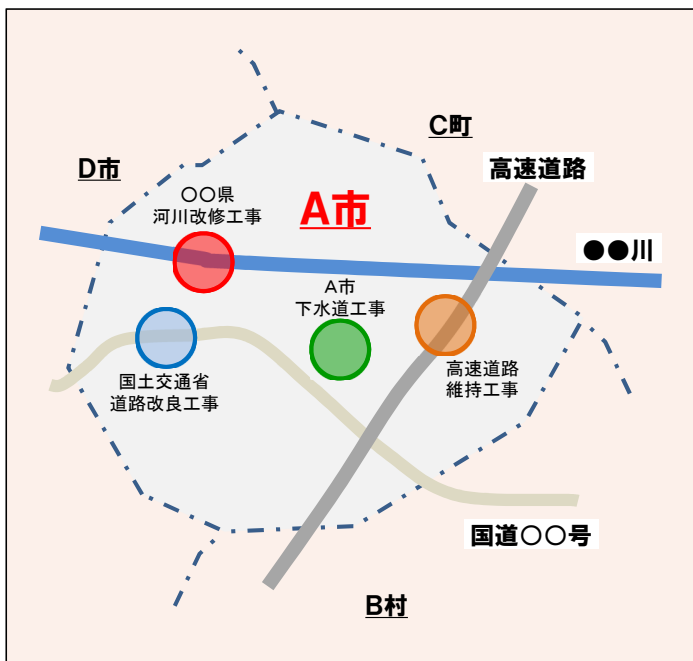
【発注者】

- 地区単位等で統合することで、発注者として地区毎の公共工事の発注状況が容易に確認でき、平準化検討の参考となる。

【受注者】

- 地域の担い手である建設企業にとっても地元地域の発注予定全体が容易に閲覧でき、計画的な技術者の配置や資機材の調達を踏まえた入札参加の検討が可能となる。（発注者として企業の生産性向上も支援）

A市内における工事の発注状況(イメージ)



A市内では様々な発注機関の工事が行われている。

- 発注見通しの公表は発注機関毎にバラバラで実施。
- 機関毎の確認が必要。

発注見通し

国土交通省 発注工事		〇〇県 発注工事		高速道路 発注工事	
工事名	工事場所	工事名	工事場所	工事名	工事場所
〇〇工事	■ 県A市...	●●工事	■ 県◆市...	〇〇工事	■ 県C町...
●●工事	■ 県B村...	●●工事	■ 県C町...	●●工事	■ 県A市...
●●工事	■ 県C町...	〇〇工事	■ 県A市...	●●工事	□ 県▲市...
〇〇工事	□ 県◆市...	〇〇工事	■ 県B村...	〇〇工事	□ 県◇市...

A市 発注工事		B村 発注工事		C町 発注工事	
工事名	工事場所	工事名	工事場所	工事名	工事場所
〇〇工事	■ 県A市...	〇〇工事	■ 県B村...	〇〇工事	■ 県C町...
●●工事	■ 県A市...	●●工事	■ 県B村...	●●工事	■ 県C町...
〇〇工事	■ 県A市...	〇〇工事	■ 県B村...	〇〇工事	■ 県C町...
●●工事	■ 県A市...	●●工事	■ 県B村...	●●工事	■ 県C町...

統合化

統合化

統合化

A市内における工事		
発注機関	工事名	工事場所
国土交通省	〇〇工事	■ 県A市...
〇〇県	〇〇工事	■ 県A市...
高速道路	●●工事	■ 県A市...
A市	〇〇工事	■ 県A市...
A市	●●工事	■ 県A市...
A市	〇〇工事	■ 県A市...
A市	●●工事	■ 県A市...

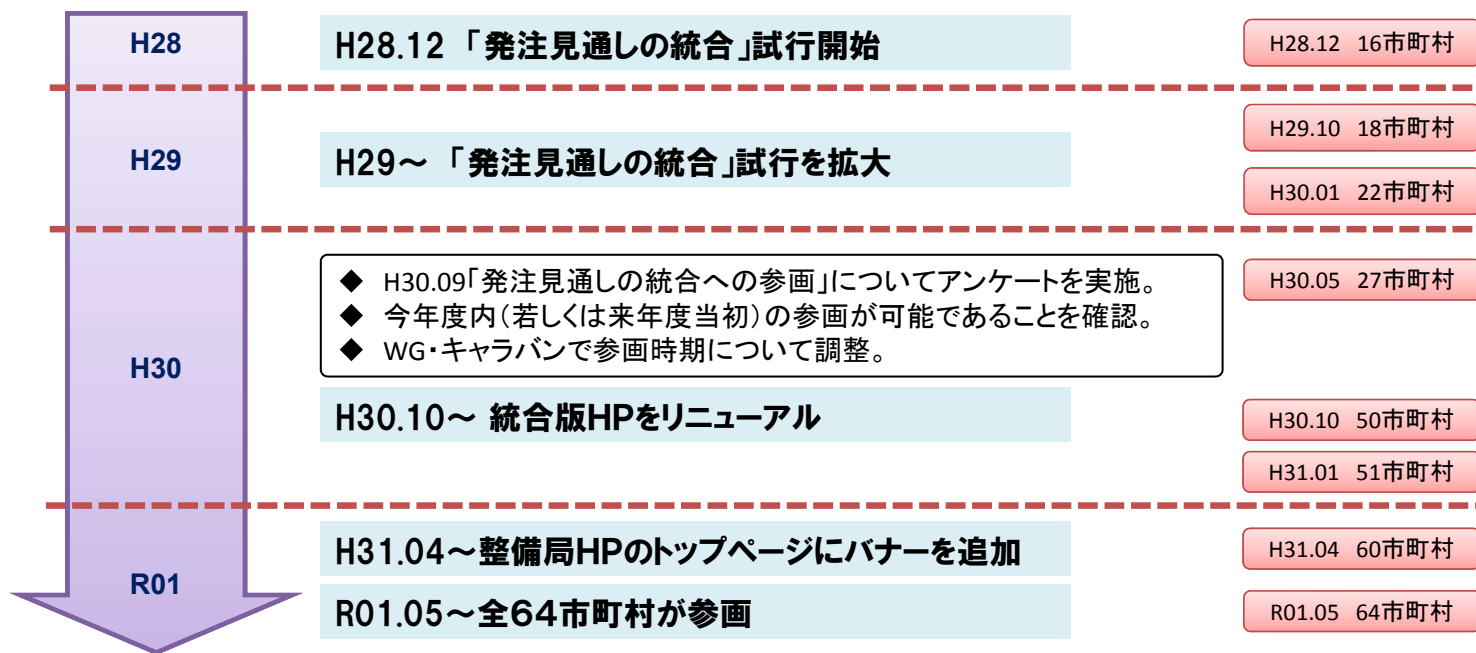
統合化により、A市内の発注見通し情報が容易に確認可能。

B村内における工事		
発注機関	工事名	工事場所
国土交通省	●●工事	■ 県B村...
〇〇県	〇〇工事	■ 県B村...
B村	〇〇工事	■ 県B村...
B村	●●工事	■ 県B村...
B村	〇〇工事	■ 県B村...
B村	●●工事	■ 県B村...

C町内における工事		
発注機関	工事名	工事場所
国土交通省	●●工事	■ 県C町...
〇〇県	●●工事	■ 県C町...
高速道路	〇〇工事	■ 県C町...
C町	〇〇工事	■ 県C町...
C町	●●工事	■ 県C町...
C町	〇〇工事	■ 県C町...
C町	●●工事	■ 県C町...

◆ 発注見通しの統合

- 平成28年12月より、管内自治体16市町村で試行を開始。
- 令和元年5月末で全64市町村の参画を達成。



参加
82機関

国、法人等(15機関): 国土交通省 北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、農林水産省 北陸農政局、林野庁 関東森林管理局、財務省 北陸財務局、国税庁 金沢国税局、環境省 信越自然環境事務所、国土交通省 大阪航空局、国土交通省 東京航空局、防衛省 近畿中部防衛局、防衛省 北関東防衛局、鉄道建設・運輸機構 大阪支社、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)

新潟県(31機関): 新潟県、30市町村
 富山県(16機関): 富山県、15市町村
 石川県(20機関): 石川県、19市町

令和元年度「発注見通しの公表 統合版」

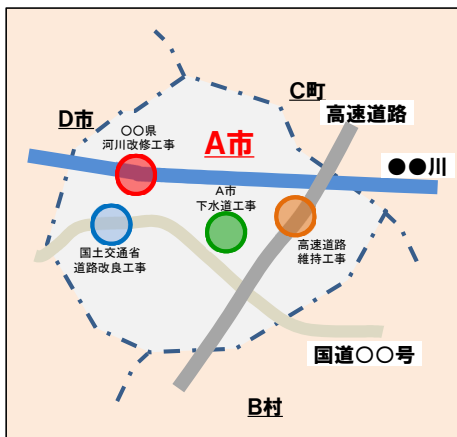
【期待される効果】

- ◆ 各市町村単位で実施される国、自治体等の工事の発注状況が一元化され、特定地域を単位としての施工時期の平準化検討の参考となる。
- ◆ 受注者にとっては、計画的な技術者の配置や資機材の調達の検討が可能となる。

【今までの動き】

- ◆ 平成28年12月より、試行を開始。令和元年5月末で管内全64市町村、3県、国・法人15機関が参画。
- ◆ 全64市町村統合化に合わせて、HPを分かりやすく改良(整備局HPのトップページのバナーより統合版HPへ移動可能)。

A市内における工事の発注状況 (イメージ)

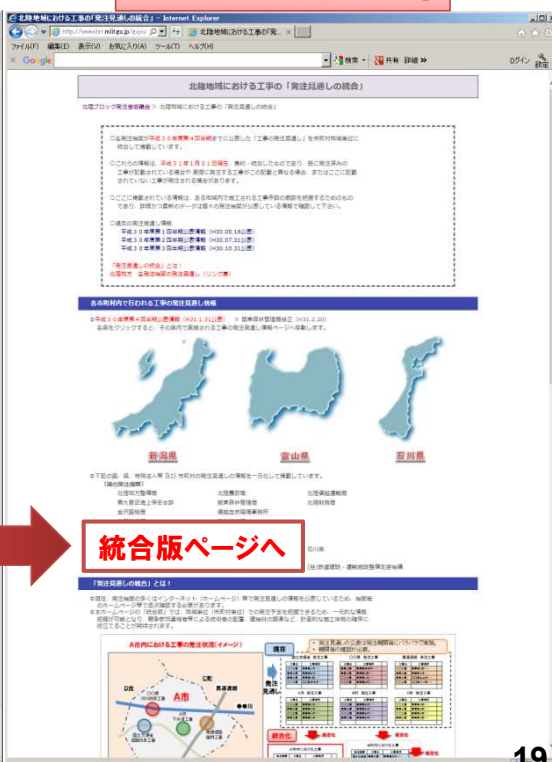


- ◆ 統合版HPは、今後も、分かりやすく、より活用できるように改善を図っていきます。

北陸地方整備局HP



「発注見通しの公表 統合版HP」



「発注見通しの公表 統合版」の公表時期・公表内容

◆ 各発注機関で異なる公表(更新)時期・公表内容等の対応について

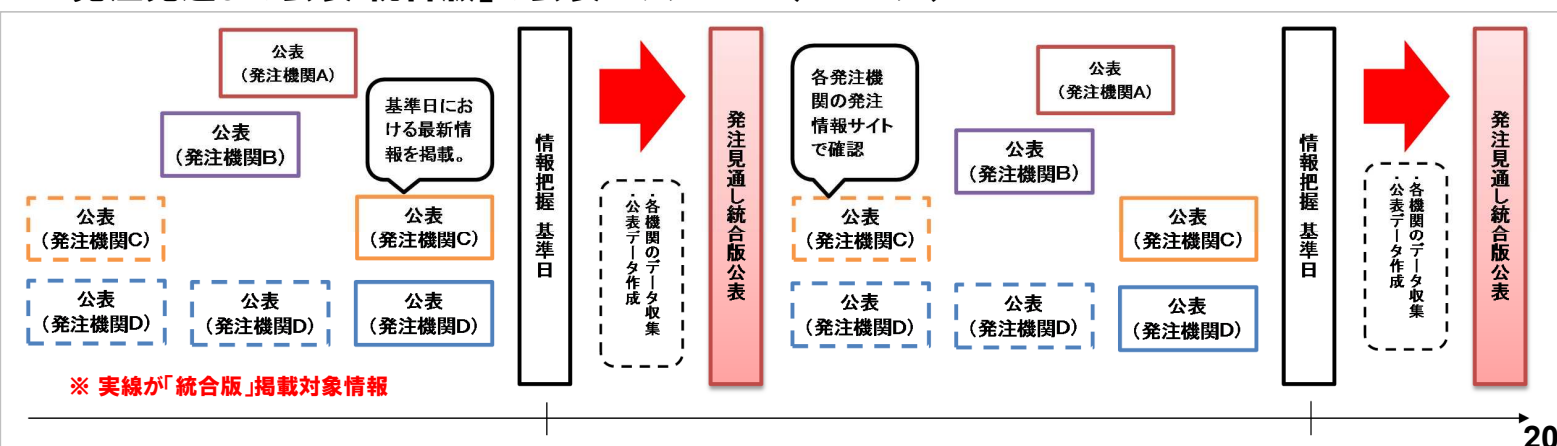
◎ 公表時期について

- ◆ 「発注見通しの公表統合版」は、**四半期ごとの更新を原則**とする。
- ◆ 公表(更新)時期は発注機関毎に異なるため、「統合版」では、**更新時点(4月、7月、10月、1月)の最新情報を掲載**し、以降に更新された情報については、各発注機関の発注情報サイトで確認するものとする。(最新情報の確認のため、**各発注機関の発注情報サイトのリンクをHPに掲載**)。
- ◆ 更新時現在、各発注機関で公表している情報(公表の対象としている情報)を掲載する。
- ◆ **過去の情報(年度内)についても掲載**する。

◎ 公表内容について

- ◆ 公表項目は、「入札契約適正化法 施行令」に従う。
(①工事の名称、②工事の場所、③工事の期間、④工事種別、⑤工事の概要、⑥入札及び契約の方法、⑦入札予定時期)

◆ 「発注見通しの公表 統合版」の公表スケジュール(イメージ)



20

「発注見通しの統合」の活用推進

◆ 「発注見通しの統合」の内容を企業側が見て活用してもらうための取り組みの実施

① HPをより活用できるように改善(※ 対応済み)

- ◆ 全64市町村統合化に合わせて、HPを分かりやすく改良。
(整備局HPのトップページのバナーより統合版HPへ移動可能)。

② 企業側へのアナウンス

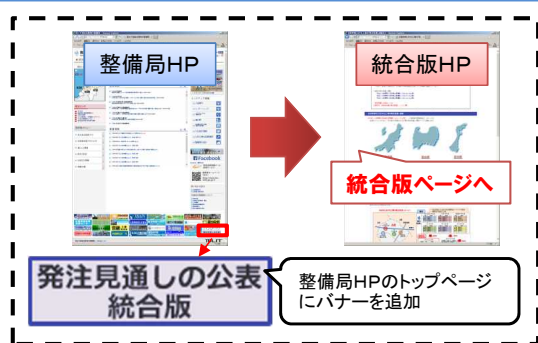
- ◆ 発注見通しの統合版HPを更新した場合、企業側への周知を実施。
(メール送付等による周知)
- ◆ 更新時は、整備局HPのトップページの「新着情報」にも掲載。

③ 各発注機関の「発注見通し公表スケジュール」の掲載

- ◆ 「発注見通しの公表 統合版」は、四半期ごとの更新を原則とし、以降に更新された情報については、各発注機関の発注情報サイトでの確認が必要となる。

最新情報の確認を効率的に行うため

- ◆ 各発注機関の発注情報サイトのリンクを統合版HPに掲載(※ 対応済み)。
- ◆ さらに、各発注機関の「発注見通し公表スケジュール」を掲載。
- ◆ 「発注見通し公表スケジュール」には、各発注機関の公表時期及び「発注見通しの公表 統合版」の公表スケジュールを併せて記載。



21

【「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュールについて】

- ◆ 発注機関毎に公表のタイミングが異なることより、公表(更新)する発注機関の多い第1四半期、第3四半期については、各2回(4月、10月の上旬と下旬)の公表とする(年6回の公表)。
- ◆ 第1四半期、第3四半期については、「情報把握 基準日」を各2回設定する。

※ 「発注見通し公表スケジュール」掲載イメージ

発注機関名	更新スケジュール			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
国土交通省 北陸地方整備局	4/1	7/1	10/1	1/4
農林水産省 北陸農政局	4/1	7/1	10/1	1/4
〇〇県	4月上旬		10月上旬	
××県		4月下旬	7月下旬	10月下旬
△△市	4月上旬	7月上旬	10月上旬	1月上旬
●●市		4月下旬		10月下旬
※※町	4月上旬		10月上旬	
◆◆町		4月下旬	7月下旬	10月下旬
□□村	4月上旬			
▽▽村		4月下旬		10月下旬



・市町村支援の取り組み状況

目的

- 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。
- H29～R1年度の3年間で北陸管内の全64市町村を訪問(H29:19市町村、H30:22市町村、R01:23市町村(予定))。

活動内容

訪問自治体の選定

- ◆「重点的なテーマ」である「全国統一指標」「適切な工期設定」「発注見通しの統合化」の実施状況及び各県固有の状況等より、訪問自治体を選定を実施。
- ◆「品質確保に関する相談窓口」への問い合わせ内容に基づき、訪問自治体を選定。

11～12月 キャラバンの実施(22市町村訪問)

- ◆「重点的なテーマ」の実施状況の確認。
 - ・「全国統一指標」実施状況の確認及び評価方法の意思統一。
 - ・「適切な工期設定」各機関設定ルールの確認。国の設定ルールの提示。
 - ・「発注見通しの統合」統合化の参画時期の調整。
- ◆個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
- ◆事前質問に対する回答及び対応策の提示。

H30取り組み結果(効果)

- ◆「重点的なテーマ」への取り組み
 - ・「全国統一指標」評価方法の意思統一により、「a」評価が増加(「最新の積算基準の適用(基準範囲外の対応)」)
 - ・「適切な工期設定」試行への取り組み意向市町村の増加。
 - ・「発注見通しの統合」H31第1四半期に全発注機関の発注見通しを統合化
- ◆個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
 - ・「工事成績評定」の実施に向けた具体案提示
 - ・総合評価審査委員の紹介
 - ・CORINSの活用方法の提示。登録市町村の増加促進。

R01取り組み計画

- ◆R01年度は23市町村を訪問予定(1巡目の終了)
- ◆2巡目以降(R02以降)のキャラバン実施方針の検討

市町村の要望・相談等に対する対応(H30活動事例)

- 「相談窓口」「県部会」「WG」「キャラバン」等を通じて、市町村が抱える悩みや疑問、新たに行おうとする施策に対する質問・相談などを受付。
- 「相談窓口」での対応、「キャラバン」での直接対話の他、内容に応じて個別に対応策を提示。

H30活動事例

(1) 輪島市

- ◆ 要望・疑問・質問等：
 - ・成績評定実施にあたっての疑問・質問(評定方法、評定要領等)
- ◆ 対応：
 - ・「工事検査臨場受入」への参加
 - ・キャラバンで成績評定事例提示
- ◆ 記録等(実施状況)：
 - ・R1より、開始予定。

(2) 宝達志水町

- ◆ 要望・疑問・質問等：
 - ・総合評価の実施について(来年以降の工事での実施を検討)
- ◆ 対応(キャラバン)：
 - ・総合評価審査委員の紹介
- ◆ 記録等(実施状況)：
 - ・R01より、委員の委嘱予定。

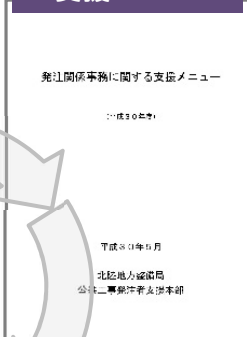
(3) 糸魚川市

- ◆ 要望・疑問・質問等：
 - ・CORINS登録対象金額を500万円以上に引き下げ。
- ◆ 対応(キャラバン)：
 - ・活用方法等について説明。
 - ・引き下げに向けた対応策の提示。
- ◆ 記録等(実施状況)：
 - ・対象金額引き下げに向けて検討。

相談窓口



支援メニュー



項目	内容
1. 発注関係事務に関するお問い合わせ	発注関係事務に関するお問い合わせ
2. 発注関係事務に関する相談	発注関係事務に関する相談
3. 発注関係事務に関する研修	発注関係事務に関する研修
4. 発注関係事務に関する調査	発注関係事務に関する調査
5. 発注関係事務に関する報告	発注関係事務に関する報告
6. 発注関係事務に関する評価	発注関係事務に関する評価
7. 発注関係事務に関する改善	発注関係事務に関する改善
8. 発注関係事務に関する連携	発注関係事務に関する連携
9. 発注関係事務に関する協力	発注関係事務に関する協力
10. 発注関係事務に関する支援	発注関係事務に関する支援



公共調達カルテ

相談キャラバン